

TPP協定における投資家と国との 間の紛争解決 (ISDS) 手続の概要

平成28年10月
外務省

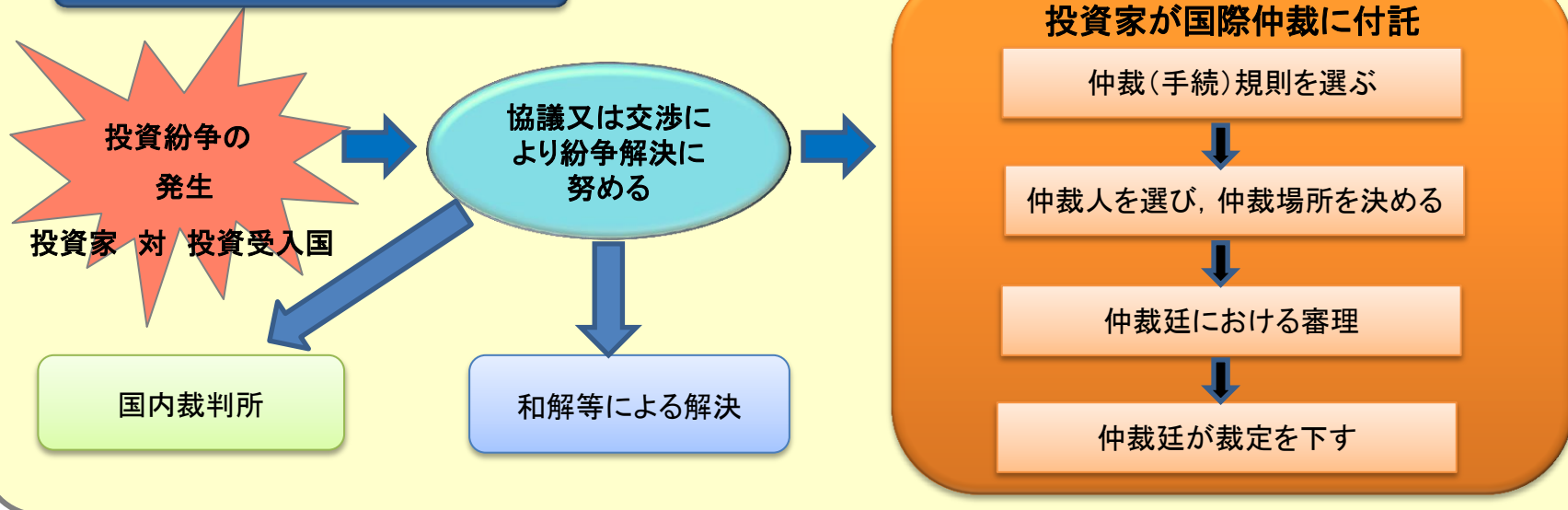
投資家と国との間の紛争解決 (ISDS) 手続とは？

ISDSとは、「投資家と国との間の紛争解決 (Investor-State Dispute Settlement)」の略称

- TPP協定を含む投資関連協定(※)において規定される手続で、投資家と投資受入国との間で投資紛争が起きた場合、投資家が当該投資紛争を国際仲裁を通じて解決するもの。
- 投資家は、投資受入国との間で紛争が起こった場合、投資受入国の司法手続により解決するか、又はISDS手続に基づく国際仲裁に付託するかを選択することができる。
- 仲裁廷は、投資受入国による協定等の違反及び投資家の損害を認めた場合、損害賠償の支払又は原状回復を命じる。
- ISDS手続は、日・フィリピンEPA及び日・豪EPAを除き、日本の締結済の全ての投資協定(24本)及び全ての投資章を含むEPA(9本)において規定されているもので、**TPP協定で初めて採用される制度ではない**。また、**日本がISDS手続で提訴された例はない**。

(※) 投資関連協定とは、二国間又は多国間の投資協定及び投資章を含む経済連携協定(EPA)を指し、TPPもこれに含まれる。なお、我が国以外の国では、EPAに相当する国際協定を自由貿易協定(FTA)と呼称するのが一般的。

紛争解決の仕組み



なぜ国内の司法手続のみとしていないのか？

- 投資家には、投資受入国との間で紛争が起こった場合、投資受入国の裁判所が投資受入国の政府等に対して不当に有利な判断を下しはしないか、という中立性に対する不安がある。
- 投資受入国の国内裁判所に加えて、国際仲裁において紛争を解決することができれば、**中立的な紛争解決の場が用意**され、判断を受けられるため、①投資家及びその本国にとっては、投資活動を実効的に保護する手段を確保することができ、②投資受入国にとっては、投資家の投資が保護されるという期待を高めることにより、外国からの投資を促すことができる。
- また、投資受入国が投資紛争を投資家との間で直接処理する手続を整備することで、投資紛争が投資家の本国との間で外交問題化することの回避にも資する。

TPP協定に基づく国際仲裁とは？

(1) 仲裁(手続)規則

投資家は、国際仲裁に紛争を付託する場合、TPP協定が規定する複数の仲裁(手続)規則(3頁参照)の中から、当該仲裁で利用するものを選択する。

(2) 仲裁廷の構成

3名の仲裁人から成る。仲裁人は、紛争当事者である投資家と投資受入国とが各1名ずつ任命し、仲裁廷の長となる第3の仲裁人は、原則として、紛争当事者間の合意で任命される(5頁参照)。

(3) 救済措置

投資受入国による協定等の違反により投資家に損害が生じたことを認定した場合、仲裁廷は、損害賠償又は原状回復のみを命じることができる。

(4) 仲裁人の行動規範

仲裁人の独立性と公平性を確保するために、仲裁人の行動規範の適用に関する指針等が作成され、仲裁人はこれに従うことが義務付けられる。

TPP協定において選択可能な仲裁規則①

TPP協定の投資章のISDS手続においては、投資家は、①投資紛争解決国際センター(ICSID)の仲裁規則、②国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)の仲裁規則、③紛争当事者の合意による仲裁規則、のうちいずれかの仲裁規則を選択することができる。

投資紛争解決国際センター(ICSID)の仲裁規則

仲裁規則	ICSID条約(我が国は1967年に締結)及びICSIDの理事会(2015年4月現在で151か国のICSID条約締約国の代表からなり、一国一票の多数決で決定を行う。仲裁規則の採択の場合は3分の2の賛成が必要。)により採択されたICSIDの仲裁規則が適用される。
仲裁機関	ICSIDが仲裁機関となる。なお、ICSIDは世銀グループの国際機関であるが、 <u>ICSIDの理事会の意思決定に世界銀行が関わる機会はない。</u> また、 <u>ICSIDの事務局も工程管理等の手続的な側面支援を行うのみであり、仲裁判断を作成することはない。</u>
仲裁場所	当事者の合意により自由に仲裁手続が行われる場所を選ぶことが可能。合意がない場合には仲裁廷が決定する。たとえ米国で行うことになったとしても、 <u>米国政府や米国裁判所が仲裁判断に関与したり、取り消したりすることはない。</u>

TPP協定において選択可能な仲裁規則②

国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)の仲裁規則

仲裁規則	UNCITRALは、国際連合の常設委員会であり、UNCITRAL仲裁規則を作成している。同委員会が規則を作成するのみで、自ら仲裁は行わない。
仲裁機関	UNCITRAL仲裁規則を選択した場合、仲裁機関を利用しないで仲裁を行う場合と、別途当事者間で合意して仲裁機関に仲裁を管理してもらう場合の二通りがある。なお、UNCITRALは国連の常設委員会であるが、国連が仲裁判断に関与することはない。
仲裁場所	当事者の合意により自由に仲裁手続が行われる場所を選ぶことが可能。合意がない場合には仲裁廷が決定する。

紛争当事者の合意による仲裁規則

仲裁規則	紛争当事者の合意に基づき決定される仲裁機関で用いられている仲裁規則が適用される。
仲裁機関	紛争当事者の合意に基づき決定される。例えば、国際商事会議所(ICC)、ストックホルム商業会議所仲裁協会(SCC)等がある。いずれにせよ、仲裁機関の事務局は工程管理等の手続的な側面支援を行うのみであり、仲裁判断の起案には加わらない。
仲裁場所	当事者の合意により自由に仲裁手続が行われる場所を選ぶことが可能。合意がない場合には仲裁廷が決定する。

TPP協定における公平性・中立性確保の仕組み

仲裁廷の構成

3名の仲裁人から成る。仲裁人は、紛争当事者である投資家と投資受入国とが各1名ずつ任命し、仲裁廷の長となる第3の仲裁人は、紛争当事者間の合意で任命される。ただし、請求が仲裁に付託されてから75日以内に3名の仲裁人が選定されない場合には、一方の紛争当事者の要請に応じ、ICSID事務局長がこれを任命することとなるが、その場合も事務局長は紛争当事者が別段の合意をする場合を除き、紛争当事者の国民を仲裁廷の長として任命することはできない。

仲裁審理・判断の公開

全ての事案の審理・判断内容等を原則として公開することを義務付けるものとされている。これにより、仲裁廷に対し、透明性が高く公正な審理・判断をすることが期待できる。

仲裁人の行動規範

仲裁人の独立性と公平性を確保するため、TPP協定の発効までに仲裁人の行動規範の適用に関する指針等が作成され、仲裁人はこれに従うことが義務付けられる。

なお、例えば、NAFTAのISDS手続において米国投資家が提訴したもののうち、米国投資家に有利な判断が出された割合は約27%（※）であり、ISDS手続が特に米国に有利な制度であるということはない。

（※NAFTA各国政府のホームページで公表されているデータに基づき外務省にて算出（2016年3月現在））

ISDS手続の濫用防止

ISDS手続に対する代表的な懸念

- ISDS手続のために、海外投資家による濫訴を引き起こしたりしないのか。



- これまでに我が国はISDS手続を含む投資協定及びEPAを複数締結しているが、これまでに我が国が提訴された事例はない(参考資料1頁参照)。
- さらに、TPP協定の投資章では濫訴防止のために複数の規定(※)が置かれている。

※規定の具体例

- 仲裁廷の権限の範囲外である申立て等を迅速に却下することを可能にする規定
- 全ての事案の審理・判断内容等を原則として公開することを義務付ける規定
- 時機に遅れた申立てを防止するために申立て期間を一定の年数(3年6か月)に制限する規定
- 仲裁廷は懲罰的損害賠償を命じることはできないとする規定等

我が国の国内政策との関係

ISDS手続に対する代表的な懸念

- ISDS手続によって、我が国の公的医療制度・食の安全・環境基準が脅かされることはないのか。



- ISDS手続は、正当な規制目的のために必要かつ合理的な規制を差別的でない態様で行うことを妨げるものではない。
- 健康、食の安全、環境等の公共の福祉に係る正当な目的のための規制措置を講ずることが妨げられないことは、TPPの投資章の複数の規定(※)で確認されている。

※規定の具体例

- 内国民待遇及び最恵国待遇の違反の有無の判断において、対象となる措置が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて区別するものであるかどうかを考慮要素とするとされている。
- 公共の福祉に係る正当な目的(公共の衛生、公共の安全及び環境等)を保護するための差別的でない規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、間接的な収用(*)を構成しないとされている。
- 投資家の期待に反することのみでは、たとえ損害等があった場合であっても、待遇に関する最低基準違反を構成しない。
- 健康保険を含む社会事業サービスについては一部の義務(内国民待遇等)につき特別に留保がなされている。

* 間接的な収用とは、国による行為が正式な権限の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。間接的な収用を行う際には、国は補償を行う義務を負う。

參考資料

国際仲裁の利用の現状

- ISDS手続は、日・フィリピンEPA及び日・豪EPA(※1)を除き、日本の締結済の全ての投資協定(27本)及び全ての投資章を含むEPA(12本)において規定されているもので、TPP協定で初めて採用される制度ではない。
- 提訴された国は、法制度の未整備な発展途上国が過半数を占めており、中南米、東欧、旧ソ連諸国が多い。UNCTAD(※2)によれば、2015年末までに累計で696件の提訴があったが、日本が提訴された例はない。
- 一方で、日系企業が国を提訴した投資仲裁判断が出された事例はこれまでに1件あり、日系企業が勝訴している(Saluka Investments BV 対 チェコ、2006年3月17日仲裁判断)。

※1 日・フィリピンEPA及び日・豪EPAではISDS手続を定めていないが、以下の規定が設けられている。

①日・フィリピンEPA: 両締約国は、協定の効力発生後に、ISDSの仕組みを設けるために、追加的な交渉を開始する。

②日・豪EPA: 協定発効後5年目の年又は豪州がISDSを含む投資関連協定を新たに締結した場合に、ISDSの仕組みを設けるために協定の見直しを開始する。

※2 出典: UNCTAD Recent Developments in investor-state dispute settlement (ISDS) IIA ISSUES NOTE No.2 (2016)

NAFTA(1994年発効)における仲裁付託案件

被提訴国	件数(※) (投資家の国籍)	内訳				
		投資家勝訴 (投資家の国籍)	投資家敗訴 (投資家の国籍)	和解 (投資家の国籍)	仲裁付託前/ 係属中/ 仲裁未成立等 (投資家の国籍)	請求取下げ (投資家の国籍)
米国	17件 (カナダ16件, メキシコ1件)	0件	10件 (全てカナダ)	0件	4件 (カナダ3件, メキシコ1件)	3件 (全てカナダ)
カナダ	38件 (米国37件, メキシコ1件)	3件 (全て米国)	6件 (全て米国)	4件 (全て米国)	18件 (全て米国)	7件 (米国6件, メキシコ1件)
メキシコ	14件 (米国13件, カナダ1件)	5件 (全て米国)	8件 (米国7件, カナダ1件)	0件	1件 (米国)	不明

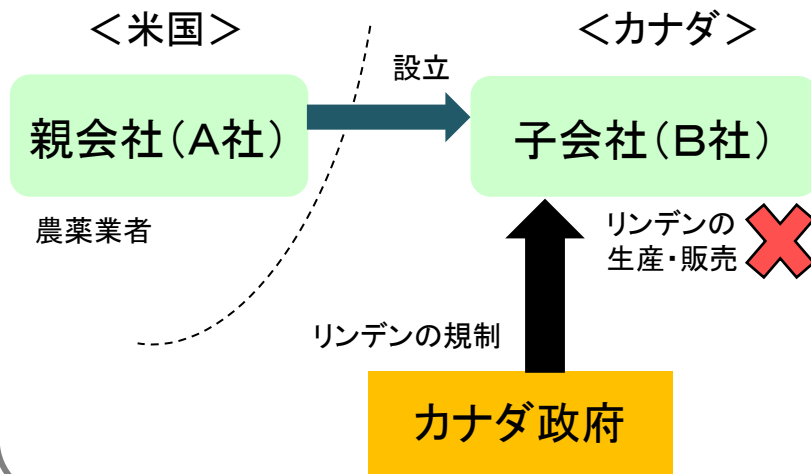
※件数、内訳に関してはNAFTA各国政府のホームページで公表されているデータ(2016年10月現在)による。
 ※上記のうち、米国企業が訴えを提起した件数は50件で、そのうち係争中のものを除いた31件のうち、米国企業が勝訴した件数は8件(勝率約26%)になる。

よくあげられる仲裁判断①

(Chemtura Corporation 対 カナダ, 2010年8月10日仲裁判断)

- 米国企業 vs. カナダ政府 (仲裁規則: 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の規則)
- 農薬製造業

投資の構造



事件の発端

- 米国企業(A社)は、子会社等(B社)を通じて、農薬の一種である流動性リンデン(主に菜種に使用)を生産し、カナダにおいて登録販売していた。
- カナダ政府が、リンデンの危険性を考慮し、リンデン製品について、カナダ国内において販売・輸入可能な物質のリストへの登録の停止及び同リストからの抹消を行った。

仲裁廷の判断

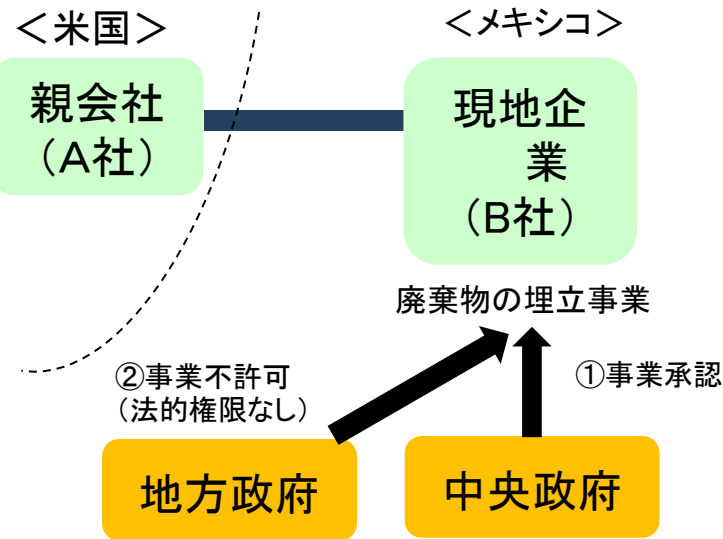
仲裁廷は、①カナダの措置はリンデンの安全性に対する国際的懸念の高まりを考えれば不公正な取扱い等にあたらない、②この措置は投資家の財産を実質的に剥奪していない、③この措置はリンデンの健康に対する危険の高まりを考慮したカナダの正当な「規制権限(police power)」の行使であること等を理由に、カナダがNAFTAに違反していないことを認定し、米国企業の訴えを棄却した。更に、仲裁廷は米国企業に対して、カナダ政府が訴訟に要した費用の半分を負担することを命じた。

よくあげられる仲裁判断②

(Metalclad 対 メキシコ, 2000年 8月30日 仲裁判断)

- 米国企業 vs. メキシコ政府 (仲裁規則: 投資紛争解決国際センター(ICSID)の規則)
- 廃棄物の埋立事業

投資の構造



事件の発端

- 米国企業(A社)は、メキシコ中央政府から廃棄物の埋立事業の許可を受けていた現地企業(B社)を買収した。
- 地方政府は、廃棄物処理施設の建設地の住民が建設反対運動を始めると、施設の建設停止を命じた。当初、中央政府は、A社に対して、連邦政府の許可のみが必要であり地方政府は許可を拒否できない旨説明していた。
- 連邦政府及び地元の大学が行った環境評価では、適切な技術により施設が建設されれば、同地は有害廃棄物の埋立に適しているとの結論を得ていたが、地方政府は、施設建設地を含む地域を自然保護地域に指定することにより、操業を阻止した。

仲裁廷の判断

仲裁廷は、①メキシコ中央政府が地方政府の行為を許容したことにより、廃棄物処理場を操業するA社の権利の否定に同意したといえること、②有害産業廃棄物を許可する排他的権限は中央政府にあったのであり、地方政府の行為は権限から逸脱していたこと等を指摘した上で、収用禁止等の違反にあたりと判断し、損害賠償として約1669万ドル(利子を含む。)の支払を命じた。

日系企業の利用事例

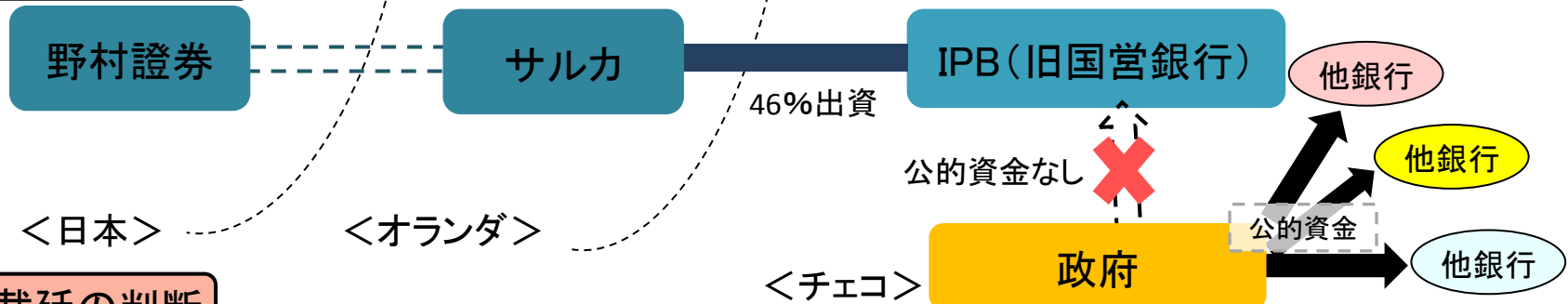
(Saluka Investments BV 対チェコ, 2006年3月17日仲裁判断)

- ▶ オランダ企業(野村証券の子会社) vs. チェコ政府(仲裁規則: UNCITRALの規則)
- ▶ 金融業
- ▶ 本件は、公表されている中で、これまでに日系企業を当事者とした投資仲裁で判断が出た唯一の事例。

事件の発端

- チェコの金融市場で重要な地位を占めていた旧国営の4銀行は、いずれも多額の不良債権を抱え、野村証券のオランダ子会社(サルカ)は、このうち1銀行(IPB)の株式46%を保有。
- チェコ政府は、IPBを除く3行には公的資金の投入など財政支援を行ったが、IPBには行わず、IPBの経営はさらに悪化し、最終的には公的管理下に置かれ、別の国営銀行に譲渡された。
- サルカは、一連のチェコ政府の措置がオランダ=チェコ投資協定に違反するとして仲裁廷に申し立てた。

投資の構造



仲裁廷の判断

公正・衡平待遇の規定は、投資受入国に投資家の合理的期待を阻害しないことを義務づけている。チェコ政府の措置・態度は、この公正・衡平待遇に違反すると判断。最終的にチェコ政府は投資家側に対して約187億円+利子の賠償支払を行った。